

# 横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正に関する意見公募について

横浜市では、横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則（以下「施行規則」といいます。）の一部改正を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

## 1 改正の概要

### (1) 建築基準法における計画通知の条文追加に伴う改正（規則第 88 条の 3 及び第 88 条の 5）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の施行に伴い、建築基準法が一部改正されます。国・都道府県又は建築主事を置く市町村（以下「国等」）による計画通知を、建築主事だけでなく指定確認検査機関が審査できるようになり、この事項を記載した条文（第 18 条第 4 項）が追加されます。

横浜市では施行規則で「建築物環境配慮計画の届出」（第 88 条の 3）と「建築物環境配慮計画の変更の届出」（第 88 条の 5）の期日を「建築基準法第 6 条第 1 項若しくは第 6 条の 2 第 1 項に規定する確認の申請又は同法第 18 条第 2 項に規定する計画の通知」の予定日を基準に定めています。今回の建築基準法改正で、計画通知に係る条文（第 18 条第 4 項）が追加されますので、施行規則においても第 18 条第 4 項の記述を追加する改正を行います（下表）。

建築主	確認者／審査者	建築基準法の条文
国等 以外 (建築確認)	建築主事	第 6 条第 1 項
	指定確認検査機関	第 6 条の 2 第 1 項
国等 (計画通知)	建築主事	第 18 条第 2 項
	指定確認検査機関	第 18 条第 4 項 (新設)

建築基準法の条文追加に合わせて、施行規則でも記述の追加を行います。

## 2 施行予定日

公布日

## 3 意見公募要領

### <意見公募期間>

令和6年10月8日(火)から令和6年11月7日(木)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

### <ご意見の提出方法>

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8:45～17:15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当

② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：[kc-casbee@city.yokohama.lg.jp](mailto:kc-casbee@city.yokohama.lg.jp)

### <問い合わせ先>

横浜市建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当 電話：045-671-4526

### <その他>

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局 建築指導部 建築企画課 建築環境担当のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。